

指定特定非営利活動法人指定申出書

2025年4月30日  神奈川県知事殿	主たる事務所の所在地	〒226-0026 横浜市緑区長津田町 2325-1 電話（045） 982 - 7830 FAX（045） 982 - 7830
	（フリガナ）	トクテイヒエイリカツドウホウジン カウンセリングオフィス サラ
	法人の名称	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィス SARA
	（フリガナ）	ヤマグチ タケン
	代表者の氏名	山口 剛史
	設立年月日	平成23年5月9日
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 年 月 日
	事業年度	1月1日 から 12月31日 まで

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の内容

- (特定非営利活動に係る事業)
- ① 精神衛生(メンタルヘルス)に対する相談・検査に関する事業
  - ② 精神衛生(メンタルヘルス)専門職の技術の向上に関する事業
  - ③ 精神衛生(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業
  - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (その他の事業)
- ① 施設貸出事業

県内における特定非営利活動を行う地域

神奈川県全域

主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地

なし

その他の参考事項



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA		実績判定期間	2023年1月1日～2024年12月31日		
(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。						チェック欄 <input type="radio"/>
<b>特定非営利活動法人の活動地域</b>						
	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	2023年1月1日から	2024年1月1日から				2025年1月1日から
	2023年12月31日まで	2024年12月31日まで				2025年12月31日まで
県内で活動する特定非営利活動法人である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活動地域	神奈川県(全域)	神奈川県(全域)				神奈川県(全域)
備考	特定非営利活動事業 ①精神衛生(メンタルヘルス)に対する相談・検査に関する事業 ②精神衛生(メンタルヘルス)専門職の技術の向上に関する事業 ③精神衛生(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業 その他の事業 ①施設貸出事業	特定非営利活動事業 ①精神衛生(メンタルヘルス)に対する相談・検査に関する事業 ②精神衛生(メンタルヘルス)専門職の技術の向上に関する事業 ③精神衛生(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業 その他の事業 ①施設貸出事業				特定非営利活動事業 ①精神衛生(メンタルヘルス)に対する相談・検査に関する事業 ②精神衛生(メンタルヘルス)専門職の技術の向上に関する事業 ③精神衛生(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業 その他の事業 ①施設貸出事業

指定要件チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA	実績判定期間	2023年1月1日～2024年12月31日
-----	---------------------------	--------	-----------------------

(2) 次のいずれかに該当すること

チェック欄

ア 次に掲げる基準に該当していること。

(ア) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること。

a 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

b 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。

b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。

イ 当該特定非営利活動法人が、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、知事が適当と認めたものであること。



(ア) その事業活動の内容について、次の掲げる基準に該当していること。

**a 判断基準** 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

① 原則、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、実績判定期間内の各事業年度において、総支出額の2分の1以上であること。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	合 計
	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで				
すべての事業活動 に係る金額等	21,681千円	24,245千円				45,926千円
特定非営利活動に 係る事業活動に係 る金額等	21,681千円	24,245千円				45,926千円
特定非営利活動に係 る事業活動の割合	100%	100%				100%

( )

② 利益を受ける県民が存在すること。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事 業年度
	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで				
利益を受ける県民 が存在する。	<input type="checkbox"/> はい・いいえ	<input type="checkbox"/> はい・いいえ				<input type="checkbox"/> はい・いいえ

**b 判断基準** 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
		<p>新かながわグランドデザイン実施計画</p> <p>【計画期間:2024年度～2027年度】</p> <p>(神奈川県)</p>	<p>「新かながわグランドデザイン実施計画」において、テーマの一つに「自分らしく生きられる神奈川」が示されている。</p> <p>その中で、プロジェクト9「生活困窮」が掲げられており、具体的な取組として、「子ども・若者が抱える困難に気づき、寄り添った支援につなげる拠点やしくみの整備」や「孤独・孤立に悩む方への社会とのつながりの支援」が記載されている。</p> <p>当法人では、メンタルヘルスの問題や精神疾患などで長期にわたって苦しんでいる人に対して、自己実現や精神疾患の改善を目的としたカウンセリング事業に取り組んでおり、孤独・孤立に悩む方など、生きづらさや暮らしにくさを抱える人たちへの支援の輪を広げていることから、こうした県の施策に合致したものとなっている。</p>
<p>[精神衛生(メンタルヘルス)に対する相談・検査に関する事業]</p> <p>・カウンセリング事業</p>	88.7%		

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を 説明する資料	対応している内容・理由
		%	

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

**a 判断基準** 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	2023年1月1日から	2024年1月1日から				2025年1月1日から
	2023年12月31日まで	2024年12月31日まで				2025年12月31日まで
県内の活動地域に おける事業の活動 の実績	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無

② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
---	--

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

**b 判断基準** 支持されている実績

① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	2023年1月1日から	2024年1月1日から				2025年1月1日から
	2023年12月31日まで	2024年12月31日まで				2025年12月31日まで
支持されている実 績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政)	有・無 ( )	有・無 ( )	有・無 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政)

② 実績の内容

支持されている実績	実 績 の 内 容 等
行政等から支持を受けている実績	<p>[内 容] 行政等からの助成 横浜市「よこはま夢ファンド」の登録団体助成金を受領</p> <p>横浜市「よこはま夢ファンド」の登録団体助成金として、年間で80～120万円程度の継続的な助成金を受けている。</p> <p>[期間等] 2023年1月1日～現在まで</p>

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA	実績判定期間	2023年1月1日～2024年12月31日
-----	---------------------------	--------	-----------------------

チェック欄

- (3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。
    - (ア) 役員及びその親族等
    - (イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
  - イ 各社員の表決権が平等であること。
  - ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。
  - エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

ア

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d÷a)
		a	b	c	d	e
①	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	8人	2人	25.0%	0人	0%
②	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	8人	2人	25.0%	0人	0%
③		人	人	%	0人	0%
④		人	人	%	0人	0%
⑤		人	人	%	0人	0%
申出日の属する事業年度		9人	2人	22.2%	0人	0%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第29条に「各正会員の表決権は、平等なるものとする。」と規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

第3表 (次葉)

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

## 帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	パイプ式ファイル	随時	10年
現金出納帳	パイプ式ファイル	随時	10年
仕訳帳	パイプ式ファイル	随時	10年
請求書、領収書綴り	フラットファイル	随時	10年
領収証(控)	フラットファイル	随時	10年
給与台帳	フラットファイル	随時	10年
寄付者名簿	フラットファイル	随時	10年

## (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。



役員等に対し役員を選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA
-----	---------------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・ その他手当の 区分	支給期間等	支給金額
山口 剛史	理事長	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	11,855,550円
熊谷 秀樹	理事	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	2,586,000円
吉川 愛	理事	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	2,692,500円
土井 裕一朗	理事	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	1,570,500円
土井 麻衣	理事	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	2,230,000円
西巻 文	理事	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	926,000円
坂本 郁穂	理事	役員	カウンセリング報酬等の業務報酬	2023年1月1日～ 2024年12月31日	6,129,500円

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2023年1月1日～2024年12月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
3人	2,029,704円





指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA	実績判定期間	2023年1月1日～2024年12月31日
<p>(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあつては主たる事務所）において閲覧させること</p> <p>ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p>			<p>チェック欄</p> <p>○</p>
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。</p>		<p>同意</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない</p>	
1	<p>(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）</p> <p>(2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）</p> <p>(3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）</p>		
2	<p>(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類</p> <p>(2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程		
5	<p>I 次の事項を記載した書類</p> <p>(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <p>(ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</p> <p>(イ) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</p> <p>(4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>(5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。）</p> <p>(イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</p> <p>(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）</p>		
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
<p>（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。</p>			

チェック欄

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに掲げる事項を除く。）
  - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額
- オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等  
 （年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。）

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額（年間300万円未満） （(6)×12)÷(7) < 300万円）	小規模法人の適用 はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
総収入額					

合計総収入額（※(6)）	円
--------------	---

① から⑤までの合計月数（※(7)）	月
--------------------	---

年総収入額（(6)×12÷(7) < 300万円）	円
---------------------------	---

2 インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに掲げる事項を除く。） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額		
4	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。	チェック欄 ○										
<p>各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">①</td> <td style="width: 20%;">②</td> <td style="width: 20%;">③</td> <td style="width: 20%;">④</td> <td style="width: 20%;">⑤</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table>		①	②	③	④	⑤	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
①	②	③	④	⑤							
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無							

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄 ○												
<p>法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">①</td> <td style="width: 16.6%;">②</td> <td style="width: 16.6%;">③</td> <td style="width: 16.6%;">④</td> <td style="width: 16.6%;">⑤</td> <td style="width: 16.6%;">申出日の属する事業年度</td> </tr> <tr> <td>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>		①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度								
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無								

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	チェック欄 ○				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">1月1日 ～ 12月31日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成・令和23年5月9日</td> </tr> </table>		事業年度	1月1日 ～ 12月31日	設立年月日	平成・令和23年5月9日
事業年度	1月1日 ～ 12月31日	設立年月日	平成・令和23年5月9日		

## 欠 格 事 由 チェ ッ ク 表

法人名	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

- 1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
  - (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）
- 2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- 3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- 6 次のいずれかに該当するもの
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

(備考) 上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和7年4月28日

所在地 横浜市緑区長津田町 2325-1

法人の名称 特定非営利活動法人 カウンセリングオフィス SARA

代表者の氏名 山口 剛史

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	特定非営利活動法人 カウンセリングオフィス SARA
-------	----------------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
低所得者支援事業	生活保護世帯および住民税の非課税世帯を対象として通常 50 分 5,000 円の料金を半額の 2,500 円の料金をカウンセリングを受けられる「ギフトカウンセリング たんぽぽ」を実施する。	2025.4 ～ 2029.3	横浜市 緑区	年13人	利用者数 年に 40- 50 人 5 年間で 約 220 人 (延べ人数)	900,000 円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
みずほ銀行長津田支店	

# 特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カウンセリングオフィスSARAという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区長津田町2325-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神衛生(メンタルヘルス)の問題をかかえた方をはじめ一般市民、学校および事業者に対して、精神衛生(メンタルヘルス)に関する事業等を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 精神衛生(メンタルヘルス)に対する相談・検査に関する事業
- ② 精神衛生(メンタルヘルス)専門職の技術の向上に関する事業
- ③ 精神衛生(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 施設貸出事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の事業を賛助・協力するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (4) 機関会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長

に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
  - (4) 事業報告及び決算に関する事項
  - (5) 入会金及び会費の額に関する事項
  - (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (7) その他運営に関する重要事項
- （開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 役員の選任等に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	細井八重子
副理事長・事務局長	山口剛史
理事	今田美津子
同	伊藤由紀子
同	倉林敦子
監事	細井利行
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2012年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2011年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	5000円
正会員会費(1口)	2000円(1年間分)
(2) 準会員入会金	3000円
準会員会費(1口)	2000円(1年間分)
(3) 賛助会員入会金	3000円
賛助会員会費(1口)	2000円(1年間分)
(4) 機関会員入会金	10000円
機関会員会費(1口)	10000円(1年間分)

### 附則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 7 月 20日より施行する。

設立 13 年目の事業年度の事業報告  
2024 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 カウンセリングオフィス SARA

1 2024 年度は例年通りカウンセリング事業を中心に活動を継続しつつ、バックオフィス業務や広報の改善を重視しての活動だった。事務局スタッフを増員して、カウンセリングにまつわる会計処理業務などを見直し、業務の効率化するシステムの構築に取り組んだ。市民講座においては、新しく俱進会からの助成金を得て昨年に続き年 2 回実施し、市民講座の広報において Facebook 広告など新しい方法も活用した。より安定した寄付・助成金収入を得るため、寄付ガイドの改善やよこはま夢ファンドの支援に特化したチラシの作成・配布も行った。広報においては NPO IT 支援ネットワークのプロボノ支援を受けて、Google 広告などにおいての改善策などアドバイスをいただいた。研修事業においては市民講座事業において行っていたオンデマンド配信と同様に、心理職の専門家に向けた「心理職スキルアップのためのオンデマンド研修」を開始した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 精神衛生（メンタルヘルス）に対する相談・検査に関する事業

ア カウンセリング事業

- ・内 容 臨床心理学に基づいたカウンセリングや心理療法および心理検査を実施することで、精神衛生上の問題解決や自己理解を支援した。詳しい相談者の内訳は以下の通り。

	相談延べ 件数	相談者数	新規 相談者数	新規 申込者数	心理テスト数 (知能検査 ・テスト)	グループ 延べ 参加者数
2024 年	4,696	510	225	336	15	0
2023 年	3,956	450	222	326	25	0
2022 年	3,801	384	143	271	11	5
2021 年	4,313	493	130	295	6	3
2020 年	4,574	463	211	277	19	7

- ・日 時 通年
- ・場 所 事業所の面接室
- ・従業者人員 13 人
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた方をはじめ一般市民
- ・支出 19,660,491 円

イ グループワーク事業

- ・内 容 グループ形式での心理療法を行い、相談者同士の相互援助や問題解決や

支援を行っているが、2024年は開催なし。

- ・日 時 各グループによる
- ・場 所 各グループによる
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた方をはじめ一般市民
- ・支出 0円

#### ウ 低所得者支援事業

- ・内 容 カウンセリングを必要としていながら経済的に困窮しているためにカウンセリングの費用が出せず、適度な頻度でカウンセリングを受けられなかった方への新しい支援として、横浜市の「よこはま夢ファンド」の助成金を得て、生活保護世帯および非課税世帯を対象として、通常 50 分 5,000 円の料金を半額の 2,500 円の料金でカウンセリングを受けられる「ギフトカウンセリング たんぽぽ」を継続して実施した。これまで年間利用回数 25 回としていたが、25 回利用しきらない利用者も一定数いるため 2024 年 4 月からの募集枠の利用回数は 12 回とし、年間で 1 回の更新が可能という形式に変えることで、多くの方が利用できるようにした。
- ・日 時 2024 年 1 月～2024 年 12 月の間
- ・場 所 法人事務所
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた生活保護世帯、非課税世帯、コロナ禍における経済的困難を抱えた一般市民
- ・支出 2,036,797 円

#### エ コンサルテーション事業

- ・内 容 臨床心理学に基づいた専門的な見地から、組織や専門家に向けてよりよい心理支援を行うためのアドバイスや、組織内における心理的援助を円滑に進めるためのアドバイスを行う。2024 年は実績なし。
- ・日 時 各案件による
- ・場 所 各案件による
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた組織や専門家
- ・支出 0円

#### オ 市民講座事業

- ・内 容 市民に向けて、メンタルヘルスに関する内容の講座を開いて、よりメンタルヘルスの問題の向上に貢献する。2024 年は倶進会の助成金を受けて、夏に会場での市民講座、冬にオンラインでの市民講座と形式を変えて 2 回の実施となった。
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた方をはじめ一般市民
- ・支出 187,410 円
- a. カウンセラーは心の問題をどう見るのか  
－専門的治療の必要性とセルフケアの方法－

今回は SARA の代表の山口が講師を務め、カウンセリングの経験から自分の問題をどう理解するかを整理するための視点や問題ごとの陥りやすいポイントを開設した。SARA に近い町田での会場開催で、22名の参加があった。

日時：2024年8月18日(日) 13:30～16:00

会場：町田市文化交流センター

担当：山口剛史

#### b. 揺らぐ現代の家族関係の問題とは—家族療法の観点から—

明治学院大学の野末武義先生に講師をお願いして、家族関係・夫婦関係に焦点を当てたテーマでの講義を行った。Zoomを使ったライブ配信の形式で行い、当日のライブでの受講者は28名だった。当日の視聴ができなかった人に向けて、カード決済で動画の視聴ができるオンデマンド配信に対応したVimeoによる動画公開を行う予定。

日時：2024年12月22日(日) 13:30～16:00

場所：オンライン(Zoom)

担当：山口剛史

### ② 精神衛生（メンタルヘルス）専門職の技術の向上に関する事業

#### ア 研修事業

- ・ 内 容 精神衛生（メンタルヘルス）に関する専門的なトレーニングを受けた専門家に向け、心理療法や心理検査に関する知識や技術向上のための研修会・スーパービジョン（専門的指導）を行う。今年度は新たに「初回面接でよい治療関係を築くには」という研修会を立ち上げて、今後も定期的に継続して開催する予定。また、「心理職スキルアップのためのオンデマンド研修」というオンデマンドでの研修サイトを立ち上げ、現在5つの講座を配信している。
- ・ 日 時 各研修会による
- ・ 場 所 各研修会による
- ・ 受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）に関する専門家
- ・ 支 出 86,654円

#### 【研修会紹介】

- a. 初回面接でよい治療関係を築くには—事例の記録を使ったワークショップ—  
カウンセリングの初回面接において、どのようによい関係を築くかについて、初回面接の録音と逐語記録を用いた事例検討会とロールプレイを行うワークショップを、桜美林大学の井上直子先生を講師に招いて行った。1/28(日)と9/15(日)の2回開催した。

日時：1月28日 10:00～16:30

9月15日 10:00～16:30

会場：ぽっぽ町田

### ③ 精神衛生（メンタルヘルス）に関する普及啓発事業

#### ア ウェブ広報事業

- ・内 容 精神保健や臨床心理学に関わるホームページの運営を行った。前年までと同様に google の行っている N P O 法人向けの無料サービスの活用、カウンセラーによるコラムを定期的な掲載、Facebook との連動も行っている。2024 年も動画配信サイト Vimeo での市民講座のオンデマンド配信を継続しており、新たに 2024 年に実施した市民講座の動画のオンデマンド配信を準備中。
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務所等
- ・従業者人員 2 人
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた方をはじめ一般市民、学校および事業者
- ・支 出 73,579 円

#### イ 機関紙発行事業

- ・内 容 例年通りニューズレターを発行した。特集ページは SARA の相談者傾向分析を取り上げた。普及啓発においては、雑誌「臨床心理学」の特別号「公認心理師時代の臨床実践サバイバルガイド」に「起業家・制度設計者としてのセラピスト—社会のニーズに専門性で応える仕組みを作る」というタイトルで山口が寄稿した。
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務所等
- ・従業者人員 8 人
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた方をはじめ一般市民、学校および事業者
- ・支 出 0 円

### (2) その他の事業

#### ① 施設貸出事業

- ・内 容 法人事務所の部屋を準会員のカウンセリングに貸出す。2024 年は実施していない。
- ・場 所 法人事務所等
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた方をはじめ一般市民、学校および事業者

### ※理事会開催

理事とスタッフの陪席を得て次の日時に計 5 回開催し、運営上の諸問題を諮った。

第 79 回(2/12) 第 80 回(3/24) 第 81 回(6/3) 第 82 回(9/14) 第 83 回(11/24)

活動計算書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

特定非営利活動に関わる事業会計

(単位:円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1.受取会費			
正会員受取会費	162,000		
準会員受取会費			
賛助会員受取会費	9,000	171,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金	80,500	80,500	
3.受取助成金等			
受取助成金	1,319,573		
受取補助金	0	1,319,573	
4.事業収益			
(1)カウンセリング事業収益	22,528,100		
(2)グループワーク事業収益	0		
(3)コンサルテーション事業収益	0		
(4)研修事業収益	348,000		
(5)ウェブ広報事業収益	31,705		
(6)機関紙・書籍の発行事業収益	0		
(7)市民講座事業収益	13,000		
(8)低所得者支援事業収益	830,000	23,750,805	
5.その他収益			
受取利息	428		
雑収入	8,135	8,563	
経常収益計			25,330,441
<b>II 経常費用</b>			
1.事業費			
(1)人件費			
カウンセラー報酬	19,702,500		
事務員給与	254,100		
交通費	34,560		
(2)その他経費			
通信運搬費	259,007		
消耗品費	42,900		
地代家賃	1,077,120		
水道光熱費	170,021		
賃借料	88,330		
業務委託費	319,673		
印刷製本費	13,990		
支払手数料	8,933		
保険料	62,110		
雑費	11,687		
事業費計		22,044,931	
2.管理費			
(1)人件費			
事務員給与	876,564		
交通費	121,560		
法定福利費	2,623		
(2)その他経費			
通信運搬費	63,451		
消耗品費	129,699		
地代家賃	269,280		
水道光熱費	42,505		
印刷製本費	97,897		
交際費	12,404		
支払手数料	5,444		
諸会費	1,375		
業務委託費	290,074		
保険料	0		
租税公課	133,700		
雑費	153,720		
管理費計		2,200,296	
経常費用計			24,245,227
当期正味財産増減額			1,085,214
前期繰越正味財産額			4,594,380
次期繰越正味財産額			5,679,594

※2024年度はその他の事業は行っておりません。

特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA

貸借対照表

2024年12月31日現在

特定非営利活動に関わる事業会計

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	7,818,659		
預け金	79,883		
未収金	141,732		
流動資産合計		8,040,274	
2.固定資産			
備品	0		
固定資産合計		0	
資産合計			8,040,274
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	2,071,257		
前受助成金	270,423		
前受金	13,000		
預り金	0		
仮受金	6,000		
流動負債合計		2,360,680	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,360,680
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		4,594,380	
当期正味財産増減額		1,085,214	
正味財産合計			5,679,594
負債及び正味財産合計			8,040,274

※2024年度はその他の事業は行っていません。

特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA

財 産 目 録

2024年 12月31日現在

特定非営利活動に関わる事業会計

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金 手元有高	51,750		
普通預金 みずほ銀行	7,766,909		
預け金	79,883		
未収料金	92,220		
未収会費	0		
未収労働保険料等	49,512		
流動資産合計		8,040,274	
2.固定資産			
備品	0		
固定資産合計		0	
資産合計			8,040,274
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金 カウンセラー報酬等	1,762,320		
未払金 事務スタッフ給与等	308,937		
未払金 その他	0		
前受助成金 低所得者事業助成金	270,423		
前受金 研修会参加費	13,000		
預り金 源泉所得税	0		
仮受金	6,000		
流動負債合計		2,360,680	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,360,680
正味財産			5,679,594

※2024年度はその他の事業は行っていません。

設立 12 年目の事業年度の事業報告  
2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 カウンセリングオフィス SARA

1 2023 年度は例年通りカウンセリング事業を中心に活動を継続しつつ、市民講座の会場開催を再開するなどコロナ禍以前の活動を取り戻しつつある 1 年だった。カウンセリング事業では相談申し込みが多い状態が続いており、前年度はカウンセラーの対応が十分できず、ウェイティングが多くなり相談につながらなかった相談も目立ったが、今年度は新たにカウンセラーの募集を行った結果、対応できるカウンセラーの枠が増え、相談が受理できる件数が増えている。また、例年は年に 1 回だった市民講座を 2 回開催したり、支援を呼びかける動画を作成したりして、一般の方に向けた活動を知ってもらおう試みを充実させたことも今年度の活動の特徴だった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 精神衛生（メンタルヘルス）に対する相談・検査に関する事業

ア カウンセリング事業

- ・内 容 臨床心理学に基づいたカウンセリングや心理療法および心理検査を実施することで、精神衛生上の問題解決や自己理解を支援した。詳しい相談者の内訳は以下の通り。

	相談延べ 件数	相談者数	新規 相談者数	新規 申込者数	心理テスト数 (知能検査 ・テスト)	グループ 延べ 参加者数
2023 年	3,956	450	222	326	25	0
2022 年	3,801	384	143	271	11	5
2021 年	4,313	493	130	295	6	3
2020 年	4,574	463	211	277	19	7
2019 年	3,752	446	212		36	9

- ・日 時 通年
- ・場 所 事業所の面接室
- ・従業者人員 12 人
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた方をはじめ一般市民
- ・支出 17,321,264 円

イ グループワーク事業

- ・内 容 グループ形式での心理療法を行い、相談者同士の相互援助や問題解決や支援を行っているが、2023 年は例年実施している思春期・青年期向けのグループ「クロッカス」はメンバーが集まらず開催は見送られた。

- ・日 時 各グループによる
- ・場 所 各グループによる
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた方をはじめ一般市民
- ・支出 0 円

#### ウ 低所得者支援事業

- ・内 容 カウンセリングを必要としていながら経済的に困窮しているためにカウンセリングの費用が出せず、適度な頻度でカウンセリングを受けられなかった方への新しい支援として、横浜市の「よこはま夢ファンド」の助成金を得て、生活保護世帯および非課税世帯を対象として、通常 50 分 5,000 円の料金を 25 回に限り半額の 2,500 円の料金でカウンセリングを受けられる「ギフトカウンセリング たんぽぽ」を継続して実施した。2023 年 4 月からのよこはま夢ファンドを通じた支援が例年の 2/3 程度しか集まらず、例年よりも支援可能な人数が大幅に減ってしまう事態となった。一方でたんぽぽの利用を希望する相談者は多く、助成金で補填ができない状況でも予定の人数を超えて申請をある程度受け付ける形にした。
- ・日 時 2023 年 1 月～2023 年 12 月の間
- ・場 所 法人事務所
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた生活保護世帯、非課税世帯、コロナ禍における経済的困難を抱えた一般市民
- ・支出 1,855,806 円

#### エ コンサルテーション事業

- ・内 容 臨床心理学に基づいた専門的な見地から、組織や専門家に向けてよりよい心理支援を行うためのアドバイスや、組織内における心理的援助を円滑に進めるためのアドバイスを行う。2023 年は保育園への心理士派遣を継続して行い、専門家向け研修会の講師依頼も 1 件あった。
- ・日 時 各案件による
- ・場 所 各案件による
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた組織や専門家
- ・支出 144,000 円

##### **a. 保育園への心理士派遣**

「のぼるキッズ」という保育園から月 1 回程度の心理士の派遣の依頼があり、2022 年 10 月から派遣を開始して、保育士や保護者からの相談対応を行っている。

日時：月に 1 回

会場：東京都品川区の「のぼるキッズ」

担当：根岸美知子

## b. 研修会講師依頼

心理カウンセリングオフィス FLIFE という相談室が企画している研修会において、前年の私設相談室の臨床についての初学者向けの研修に続いて、NPO 法人による相談室運営に関する研修会の講師をしてほしいとの依頼があり、代表の山口が『NPO 心理相談室に学ぶ、カウンセリングを広げていく仕組み作り』というタイトルでの 2 時間の研修の講師を務めた。また、FLIFE のオンライン視聴の研修会として視聴期間 2023 年 5 月 14 日～6 月 14 日で実施された。

日時：2023 年 5 月

会場：オンライン (Zoom)

担当：山口剛史

## オ 市民講座事業

- ・内 容 市民に向けて、メンタルヘルスに関する内容の講座を開いて、よりメンタルヘルスの問題の向上に貢献する。2023 年はコロナ禍になってから始めたオンラインによる市民講座に加えて、久しぶりに会場での市民講座も開催した。
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題をかかえた方をはじめ一般市民
- ・支出 117,710 円

### a. クラシック音楽を使った心理療法で心身を整えよう

#### ー調整的音楽療法体験ワークショップー

SARA においてグループワークや専門家向け研修会としてこれまで 20 回実施している調整的音楽療法について、1 度体験してみる機会を提供するワークショップを市民講座として開催した。講師は当機関の顧問の森平直子先生にお願いし、ご厚意で講師料は無料という形での実施となった。参加者は 18 名だった。

日時：2023 年 7 月 23 日 (日) 14:30～16:30

会場：アートフォーラムあざみ野 音楽室

担当：山口剛史

### b. つらい感情はどのように変わるのか

#### ー心理療法や研究の知見から見る感情の扱い方ー

前年に引き続き、立命館大学の岩壁茂先生に講師をお願いして、感情に焦点を当てたテーマでの講義を行った。Zoom を使ったライブ配信の形式で行い、当日のライブでの受講者は 38 名だった。当日の視聴ができなかった人に向けて、カード決済で動画の視聴ができるオンデマンド配信に対応した Vimeo による動画公開を行う予定。

日時：2023 年 12 月 2 日 (日) 13:30～16:30

場所：オンライン (Zoom)

担当：山口剛史

## ② 精神衛生（メンタルヘルス）専門職の技術の向上に関する事業

### ア 研修事業

- ・内 容 精神衛生（メンタルヘルス）に関する専門的なトレーニングを受けた専門家に向け、心理療法や心理検査に関する知識や技術向上のための研修会・スーパービジョン（専門的指導）を行う。例年開催しているグループの研修会は参加者が集まらず、体験グループの実施が難しくなったため中止となった。箱庭・コラージュ研究会は2023年2月に開催した。また、調整的音楽療法の専門家向け研修会は10月から全20回で開催している。
- ・日 時 各研修会による
- ・場 所 各研修会による
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）に関する専門家
- ・支 出 172,645円

#### 【研修会紹介】

##### a. 第71回箱庭・コラージュ研究会ワンデイ・ワークショップ

沙羅の会の研究活動から始まった研究会。今年度もオンライン形式として開催し、講師は例年通り杉浦京子先生、入江良平先生、篠原道夫先生をお招きした。今年も箱庭療法やコラージュ療法の事例検討会を中心に実施した。参加受講者は28名だった。

日時：2023年2月23日 10:00～17:00

会場：オンライン（Zoom）

##### b. 調整的音楽療法グループ

自分の心・身体・周囲で起こっていることをありのままに受け止めることで、自然体でいきいきと生きられるようになるためのトレーニングであり、マインドフルネスの技法のひとつである調整的音楽療法を、専門家向けの研修会としてグローズドグループで週1回、20週に渡って行った。2023年10月からの開催で、参加者は7名だった。

日時：2023年10月8日～2024年3月の日曜 18:00～19:15

会場：ギャラリー&スペース弥平

担当：森平直子

## ③ 精神衛生（メンタルヘルス）に関する普及啓発事業

### ア ウェブ広報運営事業

- ・内 容 精神保健や臨床心理学に関わるホームページの運営を行った。前年までと同様に google の行っている N P O 法人向けの無料サービスの活用、カウンセラーによるコラムを定期的な掲載、Facebook との連動も行っている。2023 は「サステナ Net」という支援を呼びかけるサイトに SARA の活動を紹介していただき、オンラインのインタビューを元に活動紹介

の動画も作成していただいた。その動画を SARA のホームページにも掲載している。また、動画配信サイト Vimeo での市民講座のオンデマンド配信を継続しており、新たに 2023 年 12 月に実施した市民講座の動画のオンデマンド配信を準備中。

- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務所等
- ・従業者人員 2 人
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた方をはじめ一般市民、学校および事業者
- ・支 出 35,983 円

#### イ 研究報告書、機関紙、書籍の編修および発行事業

- ・内 容 例年通りニューズレターを発行した。特集ページはオンデマンド配信を行っている内容を取り上げた。また、研究発表という点では 3 月 18 日～19 日で開催された日本集団精神療学会にて、オンライン形式による児童・青年期向けグループのテーマ発表者の 1 人として、山口がグループワークのクロッカスについての実践報告を行った。
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務所等
- ・従業者人員 8 人
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた方をはじめ一般市民、学校および事業者
- ・支 出 0 円

#### (2) その他の事業

##### ① 施設貸出事業

- ・内 容 法人事務所の部屋を準会員のカウンセリングに貸出す。2023 年は実施していない。
- ・場 所 法人事務所等
- ・受益対象者 精神衛生（メンタルヘルス）の問題を抱えた方をはじめ一般市民、学校および事業者

#### ※理事会開催

理事とスタッフの陪席を得て次の日時に計 6 回開催し、運営上の諸問題を諮った。

第 74 回(2/19) 第 75 回(4/23) 第 76 回(6/4) 第 77 回(9/10) 第 78 回(12/10)

活動計算書

2023年1月1日から2023年 12月31日まで

特定非営利活動に関する事業会計

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	72,000		
準会員受取会費	18,000		
賛助会員受取会費	34,000	124,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金	223,500	223,500	
3.受取助成金等			
受取助成金	1,210,056		
受取補助金	0	1,210,056	
4.事業収益			
(1)カウンセリング事業収益	19,193,515		
(2)グループワーク事業収益	0		
(3)コンサルテーション事業収益	180,000		
(4)研修事業収益	229,500		
(5)ウェブ広報事業収益	35,575		
(6)機関紙・書籍の発行事業収益	0		
(7)市民講座事業収益	116,000		
(8)低所得者支援事業収益	699,500	20,454,090	
5.その他収益			
受取利息	45		
雑収入	69,552	69,597	
経常収益計			22,081,243
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
カウンセラー報酬	17,367,500		
事務員給与	113,460		
交通費	20,460		
(2)その他経費			
通信運搬費	380,592		
消耗品費	44,440		
地代家賃	1,077,120		
水道光熱費	86,391		
賃借料	52,000		
業務委託費	346,010		
印刷製本費	27,700		
支払手数料	8,794		
保険料	59,680		
雑費	63,261		
事業費計		19,647,408	
2.管理費			
(1)人件費			
事務員給与	785,580		
交通費	95,880		
法定福利費	3,501		
(2)その他経費			
通信運搬費	92,838		
消耗品費	171,504		
地代家賃	269,280		
水道光熱費	21,597		
印刷製本費	31,834		
接待交際費	14,472		
支払手数料	4,983		
諸会費	1,375		
業務委託費	379,064		
保険料	21,840		
租税公課	117,500		
雑費	23,220		
管理費計		2,034,468	
経常費用計			21,681,876
当期正味財産増減額			399,367
前期繰越正味財産額			4,195,013
次期繰越正味財産額			4,594,380

※2023年度はその他の事業は行っていません。

特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA

貸借対照表

2023年12月31日現在

特定非営利活動に関わる事業会計

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
現金預金	6,621,779		
預け金	78,954		
未収金	193,764		
流動資産合計		6,894,497	
2.固定資産			
備品	0		
固定資産合計		0	
資産合計			6,894,497
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金	1,885,436		
前受助成金	226,496		
前受金	180,000		
預り金	5,685		
仮受金	2,500		
流動負債合計		2,300,117	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,300,117
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産額		4,195,013	
当期正味財産増減額		399,367	
正味財産合計			4,594,380
負債及び正味財産合計			6,894,497

※2023年度はその他の事業は行っていません。

特定非営利活動法人 カウンセリングオフィスSARA

財 産 目 録

2023年 12月31日現在

特定非営利活動に関わる事業会計

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金 手元有高	98,044		
普通預金 みずほ銀行	6,523,735		
預け金	78,954		
未収料金	145,040		
未収会費	0		
未収労働保険料	48,724		
流動資産合計		6,894,497	
2.固定資産			
備品	0		
固定資産合計		0	
資産合計			6,894,497
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金 カウンセラー報酬等	1,573,500		
未払金 事務スタッフ給与等	70,590		
未払金 その他	241,346		
前受助成金 低所得者事業助成金	226,496		
前受金 研修会参加費	180,000		
預り金 源泉所得税	5,685		
仮受金	2,500		
流動負債合計		2,300,117	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,300,117
正味財産			4,594,380

※2023年度はその他の事業は行っていません。